

◎新潟県告示第1091号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成27年8月14日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 解除に係る保安林の所在場所
新潟県上越市大島区菖蒲字刈俣池2321の36
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
林道用地とするため